

## ○鹿児島県少年警察活動規程

(平成14.12.20  
鹿児島県警察本部訓令27)

題名…改正(平成20.2訓令1)

改正 前略…令和2.3訓令13

鹿児島県警察少年警察活動に関する訓令（平成10年鹿児島県警察本部訓令第29号）  
の全部を改正する。

### 目次

	ページ
第1章 総則.....	1072
第1節 通則（第1条—第6条） .....	1072
第2節 幹部の職務（第7条—第12条） .....	1074
第3節 早期発見及び報告（第13条・第14条） .....	1077
第2章 一般的活動.....	1078
第1節 地域的な非行防止施策の推進（第15条・第16条） .....	1078
第2節 街頭補導（第17条・第18条） .....	1078
第3節 少年相談（第19条・第20条） .....	1079
第4節 繼続補導（第21条—第23条） .....	1079
第5節 少年の社会参加活動等（第24条・第25条） .....	1081
第6節 情報発信（第26条—第28条） .....	1081
第7節 有害環境の排除（第29条・第30条） .....	1082
第3章 非行少年等についての活動.....	1082
第1節 非行少年に関する通則（第31条—第39条） .....	1082
第2節 犯罪少年事件の捜査（第40条—第47条） .....	1104
第3節 触法調査（第48条—第62条） .....	1108
第4節 ぐ犯調査（第63条—第72条） .....	1114
第5節 不良行為少年の補導（第73条・第74条） .....	1117
第4章 少年の保護のための活動.....	1117
第1節 被害少年に係る活動（第75条—第77条） .....	1117
第2節 福祉犯に係る活動（第78条・第79条） .....	1118

第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動（第80条—第82条）	1119
第5章 記録（第83条—第87条）	1119
第6章 同行状及び連戻しの執行等（第88条・第89条）	1121
附則	1122

## 第1章 総則

### 第1節 通則

(趣旨)

**第1条** この訓令は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、その手続、留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）、鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）その他の法令等によるほか、この訓令の定めるところによる。

本条一部改正(平成20.2訓令1)

(用語の定義)

**第2条** この訓令において、「少年」、「犯罪少年」、「触法少年」、「ぐ犯少年」、「非行少年」、「不良行為少年」、「被害少年」、「要保護少年」、「低年齢少年」又は「保護者」とは、それぞれ活動規則第2条に規定する少年、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年、低年齢少年又は保護者をいう。

2 この訓令において、「職員」とは、警察法第55条第1項に規定する職員をいう。  
3 この訓令において、「所属長」とは、鹿児島県警察本部の課（所及び隊を含む。）、鹿児島県警察学校及び警察署の長をいう。

本条一部改正(平成20.2訓令1)

(少年警察活動の基本)

**第3条** 少年警察活動を行うときは、次に掲げる事項を基本としてこれに当たらなければ

ればならない。

- (1) 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立直りに資するよう配意すること。
- (2) 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (3) 少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようすること。
- (4) 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配意すること。
- (5) 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

(少年補導職員)

**第4条** 少年警察部門（生活安全部人身安全・少年課及び警察署少年担当係をいう。以下同じ。）に、少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）、継続補導（活動規則第8条第2項（活動規則第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。）、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、少年補導職員を置くものとする。

2 少年補導職員は、前項に規定する少年警察活動に必要な知識及び技能を有する職員（警察官を除く。）又は非常勤職員のうちから、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

本条一部改正〔平成20.2訓令1、令和2.3訓令13〕

(少年相談員)

**第5条** 少年警察部門に、複雑な少年相談事案の処理、少年相談を担当する職員に対する指導、助言その他少年相談に関する専門的知識を必要とする業務に従事させるため、少年相談員を置くものとする。

2 少年相談員は、少年補導職員であつて心理学、教育学、社会学その他の少年相談に関する専門的知識を有する者のうちから、本部長が任命する。

(スクールサポーター)

**第5条の2** 少年警察部門に、少年の非行防止及び立直り支援、学校等における児童等の安全確保、非行・犯罪防止教育の支援、地域安全情報の把握と提供等のために、専門的な知識及び経験を有するスクールサポーターを置くものとする。

2 スクールソーターは、少年警察活動に必要な専門的知識及び経験を有する退職警察官等のうちから、本部長が任命する。

本条…追加(平成19.3訓令11)

(関係行政機関、ボランティア等との連携)

**第6条** 少年警察活動は、県、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所その他の少年の健全な育成に関する業務を行う機関（以下「関係行政機関」と総称する。）との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

2 少年警察活動は、少年補導員、少年指導委員、児童委員、保護司その他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア（以下「ボランティア」と総称する。）又は県少年警察ボランティア連絡協議会、県P.T.A連合会その他の少年の健全育成のための活動を行う団体（以下「関係団体」と総称する。）との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

本条…一部改正(平成23.3訓令12)

## 第2節 幹部の職務

(本部長等の職務)

**第7条** 本部長及び警察署長（以下「署長」という。）は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、職員の合理的な配置、装備資機材・施設の整備等部内の体制の確立を図るよう努めるものとする。

2 本部長及び署長は、少年警察部門とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせるとともに、警察と関係行政機関、関係団体、ボランティアその他の少年の健全な育成のための活動を行う関係者（以下これらを「関係行政機関・団体等」と総称する。）との連絡協調の促進強化を図るものとする。

3 本部長及び署長は、少年警察活動がすべての警察部門にかかる警察活動であることにかんがみ、すべての職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適かつ効果的な教養を実施するものとする。

(所属長の職務)

**第8条** 所属長は、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項について自ら行うものとする。ただし、犯罪捜査規範施行細則（昭和46年鹿児島県警察本部訓令第14号）に定める本部長が直接指揮すべき事件、事案又は事項（以下「本部長指揮事

件」という。)としたものを除く。

- (1) 捜査主任官又は調査主任官を指名すること。
- (2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接(検査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。)の要否及び方法を決定すること。
- (3) 強制措置及びその解除の要否を決定すること。
- (4) 関係機関への送致(送付を含む。以下同じ。)又は通告その他の措置を決定すること。
- (5) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (6) 繙続補導の要否を決定すること。
- (7) 被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。
- (8) その他所属長が特に必要と認めること。

本条…一部改正(平成20.2訓令1)

(警察署の幹部の職務)

**第9条 警察署(警察本部の職員が少年警察活動を行う場合にあっては、当該職員の属する所属)の少年警察活動について責任のある幹部は、所属職員を指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項を指揮しなければならない。ただし、本部長又は所属長が直接指揮する場合については、この限りでない。**

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 第8条第2号に掲げる呼出し及び面接の要否、時期、場所及び方法を指示すること。

本条…一部改正(平成20.2訓令1)

(少年補導官の職務)

**第10条 少年補導官(鹿児島県警察の組織に関する訓令(昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号。以下「組織訓令」という。)第4条第1項に規定する少年補導官をいう。)は、人身安全・少年課長の命を受け、おおむね次に掲げる事項について、少年警察活動に従事する職員の指導教養を行うものとする。**

- (1) 少年警察活動に必要な関係法令
- (2) 少年警察活動に必要な心理学、社会学、教育学、統計学その他の専門的知識
- (3) 少年補導、環境の浄化及び少年警察広報に必要な技術

(4) 地域的な非行防止施策の計画及び推進のため必要な技術

本条…一部改正〔令和2.3訓令13〕

(少年事件指導官の職務)

**第11条 少年事件指導官**（組織訓令第5条の2第1項に規定する少年事件指導官をいう。）は、人身安全・少年課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち本部要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件で、警察本部の指導を要するものをいう。次号において同じ。）であるもの及び触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについて、少年の特性に配意しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官等に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査要領その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 犯罪少年事件のうち本部要指導事件であるもの、本部長指揮事件又は触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについては、警察本部の当該事件主管課と緊密な連携をとり、前号と同様の指導及び助言が的確に行われるよう配意すること。
- (3) 次条に定める少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

本条…一部改正〔平成20.2訓令1、令和2.3訓令13〕

(少年事件選別主任者等)

**第12条 本部長**は、少年事件指導官を少年事件選別主任者に指定するものとする。

- 2 署長は、少年事件を担当する幹部のうち適任者を少年事件選別主任者に指定するものとする。
- 3 本部長及び署長は、少年事件選別主任者を補助させるため、少年警察部門の幹部を少年事件選別補助者に指定するものとする。
- 4 所属長は、第8条第1号から第5号までに掲げる事項について自ら行う場合においては、少年事件選別主任者の意見を聞くものとする。ただし、交通法令違反に係

る犯罪少年事件又は触法少年事件及び交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）第211条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷法」という。）に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るために必要と認められるものを除き、この限りでない。

- 5 少年事件選別主任者は、前項の規定により意見を聴かれた場合は、第38条第3項各号に掲げる事項を勘案の上、同条第1項に規定する措置の選別及び同条第2項の処遇上の意見の決定に関して意見を述べるものとする。
- 6 少年事件選別主任者は、第44条第3項の規定により意見を聴かれた場合は、指紋又は掌紋（以下「指紋等」という。）の採取及び写真撮影の要否の判断に関して意見を述べるものとする。

本条…一部改正(平成20.2訓令1、令和2.3訓令13)

### 第3節 早期発見及び報告

#### （早期発見）

第13条 非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年については、その非行の防止又は保護のため、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間の連携及び関係行政機関との連携を図り、これらを早期に発見するよう努めるものとする。

#### （報告）

第14条 職員は、非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年を発見した場合は、次に掲げる事項を所属長に報告しなければならない。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
  - (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
  - (3) 保護者若しくはこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）の氏名、住居、職業及び少年との続柄
  - (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要
  - (5) 発見者の執った措置
  - (6) その他必要と認められる事項
- 2 警察本部の所属長（人身安全・少年課長を除く。）が前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を人身安全・少年課長に速やかに連絡するものとする。
  - 3 前2項の規定は、継続補導を要する不良行為少年又は継続支援を要する被害少年

に関して準用する。この場合において、第1項中「非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年」とあるのは「継続補導を要する不良行為少年又は継続支援をする被害少年」と読み替えるものとする。

本条…一部改正〔平成20.2訓令1、令和2.3訓令13〕

## 第2章 一般的活動

### 第1節 地域的な非行防止施策の推進

(地域的な非行防止施策)

**第15条** 本部長又は署長は、特に少年の非行を防止するため必要があり、かつ、適切であると認めるときは、少年の非行が多発する地域等について、当該地域内の関係行政機関・団体等、住民等の協力の下に、少年の非行を防止するための活動計画（以下「非行防止地区計画」という。）その他地域的な非行防止施策を立て、その実施に努め、又は他の機関の計画に積極的に協力するものとする。

2 署長は、前項の規定により非行防止地区計画を策定した場合は、本部長に報告するものとする。

本条…一部改正〔平成20.2訓令1〕

(地域的な非行防止施策推進上の留意事項)

**第16条** 本部長又は署長は、非行防止地区計画を立て、及び実施する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域の指定に当たっては、広すぎて効果が行きわたらないこととならないようすること。
- (2) あらかじめ関係行政機関・団体等と密接な連絡協調のできる態勢をつくること。
- (3) 状況に応じ、非行防止地区計画を段階的に区分し、絶えずその成果を検証して同計画を改訂するなど実情に即した計画とすること。
- (4) 地域内における情報発信を特に活発に行うこと。

本条…一部改正〔平成20.2訓令1〕

### 第2節 街頭補導

(街頭補導の効果的実施)

**第17条** 街頭補導は、公園、駅、盛り場、風俗営業等の営業所、カラオケボックス、コンビニエンスストア、空き屋その他少年のたまり場となりやすい場所を重点とし、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、組又は班を編成して行うなど効果的に実施するように努めるものとする。

- 2 街頭補導の実施に当たっては、必要に応じ、関係行政機関・団体等と協力して行うように配意するものとする。

(街頭補導実施上の留意事項)

**第18条** 街頭補導に当たっては、警察手帳その他身分を証明するものを提示して自らの身分を明らかにするものとする。

- 2 少年から事情を聴取し、又は少年に注意、助言、指導等を行う場合は、人目につかないように配意するものとする。
- 3 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得るものとする。
- 4 関係行政機関・団体等と協力して街頭補導を行う場合は、適切な役割分担の下に行うものとする。

### 第3節 少年相談

(少年相談の取扱い)

**第19条** 少年相談を受けたときは、懇切を旨として、当該事案の内容に応じ、指導又は助言、関係行政機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

- 2 少年相談は、原則として少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する職員が少年相談を受けた場合は、少年警察部門に引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適当であると認めた場合は、所属長に報告し、少年警察部門に連絡した上、自ら当該事案を処理することができる。
- 3 前項本文の規定により少年相談に係る事案を引き継ぐ場合は、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

(少年相談実施上の留意事項)

**第20条** 少年相談は、原則として少年警察部門の職員が配置された施設内において行うものとする。ただし、必要な場合は、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことができる。

- 2 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係行政機関・団体等に引き継ぐなど、相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

本条…一部改正(平成20.2訓令1)

### 第4節 繼続補導

(継続補導の対象)

**第21条** 次に掲げる少年について、その非行の防止を図るために必要と認められる場合は、保護者等の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、当該少年に対する指導又は助言その他の補導を継続的に実施しなければならない。

- (1) 少年相談に係る少年
- (2) 触法少年（少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき少年又は児童福祉法第25条の規定により通告すべき少年を除く。）
- (3) 14歳未満のぐ犯少年（児童福祉法第25条の規定により通告すべき少年を除く。）
- (4) 不良行為少年

本条……一部改正〔平成20.2訓令1〕

（継続補導の取扱い）

**第22条** 署長は、前条各号に掲げる少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、人身安全・少年課長に連絡するものとする。

- 2 人身安全・少年課長は、前項の規定による連絡を受けたときは、少年サポートセンター（組織訓令第14条の7に規定する少年サポートセンターをいう。以下同じ。）に配置された少年補導職員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、人身安全・少年課長が継続補導に係る少年の居住地と少年サポートセンターの所在地の距離その他の事情を勘案して、継続補導を当該警察署において実施させることができると認めたときは、署長は、当該警察署の少年担当係に継続補導を実施させることができる。
- 4 人身安全・少年課長は、少年サポートセンターにおいて取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。ただし、当該少年の居住地を管轄する警察署その他の警察署において継続補導を実施させることができると認めたときは、当該警察署の署長に継続補導の実施を引き継ぐことができる。
- 5 第3項及び前項ただし書の規定により、警察署の職員が継続補導を実施する場合には、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項について少年サポートセンターの指導を受けるものとする。
- 6 継続補導を実施した警察署にあっては、その経過及び結果を人身安全・少年課長を経て本部長に報告するものとする。

本条……一部改正〔平成20.2訓令1、令和2.3訓令13〕

(学校関係者等との協力)

**第23条** 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者等の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合において、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

本条…一部改正(平成20.2訓令1)

**第5節 少年の社会参加活動等**

(関係行政機関等との協力等)

**第24条** 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他の少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養に資するための体験活動（以下「少年の社会参加活動等」という。）については、必要に応じて、関係行政機関・団体等と協力して行い、及びこれらの者が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下に行うものとする。

(実施上の留意事項)

**第25条** 少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び職員の能力

**第6節 情報発信**

(情報発信)

**第26条** 少年警察活動については、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。この場合において、関係行政機関との協議会の開催、関係行政機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係行政機関・団体等における少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮するものとする。

(基礎資料の整備活用)

**第27条** 少年警察活動については、情報発信の前提として、少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、及び活用するように努めるものとする。

(少年の規範意識の啓発)

**第28条** 少年警察部門においては、少年、保護者等その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合において、必要に応じて、関係行政機関・団体等との協力の下に行うものとする。

**第7節 有害環境の排除**

(有害環境の排除)

**第29条** 本部長及び署長は、著しく少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあり、又は著しく少年の粗暴性又は残虐性を助長し、少年の心身に有害な影響を与えると認められる書籍、雑誌その他の刊行物、図画、電磁的記録媒体、演劇、がん具、広告物、営業その他の環境（以下「有害環境」と総称する。）があることを知った場合は、法令の特別の定めによるもののほか、当該有害環境について関係のある他の機関に適切な措置を執るよう連絡するなど、少年に有害な影響の排除のため必要な措置を執るものとする。

本条……一部改正(平成20.2訓令1)

(民間の自主的活動に対する配慮)

**第30条** 本部長及び署長は、広報啓発その他の地域における民間公益活動、酒類販売業者等の事業者による顧客の年齢確認その他の民間における有害環境の少年に対する影響を排除するための自主的な活動に関し、その求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

**第3章 非行少年等についての活動**

**第1節 非行少年に関する通則**

(少年事件の捜査及び調査の担当部門)

**第31条** 本部長及び署長は、犯罪少年事件の捜査、触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年に係る事件（以下「ぐ犯少年事件」という。）の調査（以下「ぐ犯調査」という。）については、少年の特性に配意しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことにかんがみ、少年警察部門に担当させるものとする。ただし、次の各号の一に該当する事件の捜査及び調査については、この限りでない。

(1) 成人の被疑者を主とする事件に関する犯罪少年事件

③ 1082(～1100)

・〔鹿児島警20〕

- (2) 少年法第20条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件
- (3) 少年法第22条の2第1項各号に掲げる罪に係る犯罪少年事件
- (4) 事件の内容が複雑かつ重要であり、他の部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
- (5) 交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (6) 交通事故に係る刑法第211条の罪又は自動車運転死傷法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (7) 少年事件処理区分の基準表（別表）に定める捜査担当係の警察官が処理する事件又は処理できる事件
- (8) 前各号に掲げるものほか、本部長又は署長が少年警察部門以外の部門に担当させることが適切であると認める事件
- 2 本部長及び署長は、非行少年に係る事件の捜査又は調査を少年警察部門以外の部門に属する警察官に行わせる場合においても、少年の特性に配意した捜査又は調査が行われるよう、少年事件選別主任者に対し、捜査又は調査の経過について常に把握させるとともに、必要があると認めるときは、少年の取調べ又は事情聴取を少年警察部門の警察官に行わせることについても配意するほか、捜査又は調査を行う警察官に対する指導教養、助言その他の必要な支援を行わせるものとする。

本条…一部改正〔平成20.2訓令1、令和2.3訓令13〕

（捜査又は調査に伴う措置）

**第32条** 非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失すことなく、本人又はその保護者等に対する助言、関係行政機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

本条…一部改正〔平成20.2訓令1〕

（年齢の確認）

**第33条** 非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするために、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

本条…一部改正〔平成20.2訓令1〕

(明らかにすべき事項)

**第34条** 非行少年に係る事件について捜査又は調査を行うに当たっては、おおむね次に掲げる事項について、明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の動機及び原因
- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立直りに協力することができると認められるボランティアの有無

本条…一部改正(平成20.2訓令1)

(関係機関との連絡等)

**第35条** 犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

2 触法調査及びぐるみ調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

本条…追加(平成20.2訓令1)

(捜査又は調査上の留意事項)

**第36条** 非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置を執るべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者等その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めるること。
- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配意し、捜査又は調査は、迅速に行うこと。

旧35条…一部改正し継下(平成20.2訓令1)

(発表上の留意事項)

**第37条** 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞社その他の報道機関に発表を行

うときは、広報担当者（鹿児島県警察の広報業務に関する訓令（平成10年鹿児島県警察本部訓令第25号）第5条第2項に規定する広報担当者をいう。）若しくは少年警察部門の幹部又はこれらの指定する者が当たるものとする。

- 2 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居、学校名、会社名その他その者を推知させるような事項及び当該少年の写真を新聞社その他の報道機関に発表してはならない。
- 3 触法少年事件については、その性質上、報道機関への発表は、特に慎重に判断するものとし、発表する場合においては、前項の規定を準用するものとする。

旧36条…一部改正し繰下〔平成20.2訓令1〕

（措置の選別及び処遇意見）

**第38条 非行少年について**は、関係機関への送致若しくは通告の措置を執るべきか、犯罪少年事件の送致を通常の送致若しくは簡易送致（犯罪捜査規範第214条の規定による送致をいう。以下同じ。）のいずれかによるべきか、又は送致若しくは通告の措置を執る場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

- 2 非行少年に係る事件について関係機関への送致（簡易送致を除く。）又は通告の措置を執る場合は、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。
- 3 前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、選別票（別記第1号様式）を作成し、おおむね次に掲げる事項を勘案して行わなければならない。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果に基づき客観的に判断するものとする。

- (1) 事案の態様
- (2) 非行の動機及び原因
- (3) 当該少年の再非行のおそれ
- (4) 当該少年の保護者等の実情、非行の防止及び立直りに向けての保護者等の方針及び意向並びに関係行政機関・団体等の意見等

- 4 犯罪少年事件における通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

旧39条…一部改正し繰上〔平成20.2訓令1〕

(送致又は通告に関する留意事項)

**第39条** 非行少年に係る事件を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者等に対して、送致又は通告の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、送致先又は通告先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるように連絡するものとする。

旧40条…一部改正し線上(平成20.2訓令1)

**第2節 犯罪少年事件の捜査**

節名…改正(平成20.2訓令1)

(犯罪少年事件の捜査の基本)

**第40条** 犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならぬ。

2 捜査に当たっては、少年の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

本条…追加(平成20.2訓令1)

(呼出し上の留意事項)

**第41条** 捜査のため、少年の被疑者(以下この条(第4項を除く。)、次条(第3項を除く。)、第43条、第44条及び第47条において「少年」という。)、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適切な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出し人に確実に伝達しなければならない。

2 捜査のために少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

3 捜査のために少年を呼び出す場合においては、次の各号に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配意するものとする。

(1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り、避けること。

- (2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り、避けること。
  - (3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り、避けること。
  - (4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭に出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配意すること。
  - (5) 呼出しは、保護者の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるように努めること。
- 4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配意するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するように努めるなど少年の心情に配意するものとする。
- 5 捜査のために少年の保護者を呼び出す場合においては、当該保護者が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からぬよう配意するものとする。

本条…追加(平成20.2訓令1)、一部改正(令和2.3訓令13)

(取調べ上の留意事項)

**第42条** 少年の取調べを行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

- 2 少年の取調べを行う場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
- (2) 取調べの時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、取調べの時間が長くなりすぎないようにすること。
- (3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち会わせること。
- (4) 少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。

- (5) 少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するよう努めること。
- (6) 取調べを終えるに当たっては、少年、保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年、保護者等の不安を除去し、信頼を得られるよう努めること。

3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配意し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配意するものとする。

本条…追加(平成20.2訓令1)

(強制措置等の制限)

**第43条** 少年については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合は、おおむね次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。
- (2) 留置する場合は、少年法第49条第1項の規定に基づき、成人と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。
- (3) 留置したときは、原則として速やかにその保護者等に連絡すること。
- (4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配意し、当該少年の心情を傷つけることのないようにすること。

旧41条…一部改正し線下(平成20.2訓令1)

(指紋の採取等)

**第44条** 犯罪少年についての指紋等の採取及び写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合において、本人の承諾を得たときに限り行うものとする。この場合において、当該少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配意するものとする。

2 触法少年については、指紋等を採取し、又は写真を撮影してはならない。ただし、触法事案の現場等に残された指紋等との対照又は写真面割りによって、その少年が当該刑罰法令に触れる行為をしたものであることを特定するために必要やむを

得ない場合において、少年及び保護者等の承諾を得たときは、この限りでない。

- 3 前2項の規定により指紋等の採取及び写真の撮影の要否を決定しようとする場合は、少年事件選別主任者の意見を聴かなければならない。
- 4 ぐ犯少年又は不良行為少年については、指紋等を採取し、又は写真を撮影してはならない。

旧42条…一部改正し継下〔平成20.2訓令1〕

(親告罪等に関する措置)

**第45条** 親告罪である少年の犯罪について、被害者その他告訴することができる者（以下この条において「被害者等」という。）が告訴しないことが明らかになった場合において、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年に係る事件として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。

- 2 前項の場合において、みだりに被害者等を呼び出すなど、被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるものとする。この場合において、当該少年に係る事件を送致するときは、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。
- 3 前2項の規定は、少年が親族であるため刑の免除される罪又は請求を待って論ずる罪を犯した場合に関して準用する。

旧43条…一部改正し継下〔平成20.2訓令1〕

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

**第46条** 犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持しているのを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、受領書（別記第2号様式）を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

旧44条…一部改正し継下〔平成20.2訓令1〕

(余罪の捜査)

**第47条** 少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配意しなければならない。この場合において、余罪の捜査は、迅速かつ的確に行わなければならぬ。

旧45条…一部改正し継下(平成20.2訓令1)

### 第3節 触法調査

節名…改正(平成20.2訓令1)

(触法調査の基本)

**第48条** 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならぬい。

2 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立直りに配意しなければならない。

本条…追加(平成20.2訓令1)

(触法調査を行うことができる警察職員)

**第49条** 本部長は、少年補導職員のうちから、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者と認められる者を少年法第6条の2第3項に規定する警察職員（次項において「警察職員」という。）として指定することができる。

- (1) 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性
  - (2) 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性
  - (3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領
- 2 前項に規定する警察職員は、調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

本条…追加(平成20.2訓令1)

(調査主任官)

**第50条** 本部長又は署長は、個々の触法調査につき、調査主任官（触法）指名簿（別記第3号様式）により調査主任官を指名し、次に掲げる職務を行わせるものとする。

- (1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- (2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
- (3) 調査方針を立てること。

- (4) 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
  - (5) 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。
  - (6) 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長から特に命ぜられた事項
- 2 本部長又は署長は、前項の規定により調査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、同項に規定する職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。
- 3 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確實に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

(付添人の選任等)

- 第51条** 触法少年であると疑うに足りる相当な理由のある者（以下次条（第4項を除く。）、第53条（第4項を除く。）、第55条、第59条、第60条及び第61条において「少年」という。）又は保護者に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係行政機関・団体等についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。
- 2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届（活動規則第19条の規定による。以下「選任届」という。）を差し出させるものとする。この場合において、選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確實に引き継がなければならない。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

(呼出し上の留意事項)

- 第52条** 触法調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適切な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確實に伝達しなければならない。
- 2 少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあると〔鹿児島警20〕  
③ 1109

き、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。

3 少年を呼び出す場合においては、次の各号に掲げる事項に留意し、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するものとする。

- (1) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き、避けること。
- (2) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、やむを得えない場合を除き、避けること。
- (3) 学校に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り、避けること。
- (4) 少年の授業中に呼び出すことは、できる限り、避けること。
- (5) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、調査に従事する職員が家庭に出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配意すること。
- (6) 呼出しは、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるように努めること。

4 觸法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配意するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するように努めるなど少年の心情に配意するものとする。

5 觸法調査のために少年の保護者を呼び出す場合においては、当該保護者が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からぬよう配意するものとする。

本条…追加(平成20.2訓令1)

(質問上の留意事項)

第53条 少年の質問を行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

2 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配意するものとする。

3 少年の質問を行う場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとす

る。

- (1) 質問に当たっては、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること及び長時間にわたり質問することは避けなければならないこと。
  - (2) 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
  - (3) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
  - (4) 質問に当たっては、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。
  - (5) 質問に当たっては、少年に対し、自己の意思に反して供述する必要がない旨を当該少年の年齢等に応じて分かりやすく告げること。
  - (6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
- 4 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配意し、面接に伴う心理的な負担を軽減するように努めるなど少年の心情に配意するものとする。

本条…追加(平成20.2訓令1)

(犯罪の疑いがある場合の措置)

**第54条 犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。この場合において、特に殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。**

旧47条…一部改正し繰下(平成20.2訓令1)

(強制の措置等)

**第55条 触法調査に係る搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、活動規則第21条の規定によるものとする。**

- 2 触法調査においては、できる限り、強制の措置を避けるものとし、強制の措置を

決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないよう配意するものとする。

本条…追加(平成20.2訓令1)

(還付公告等)

**第56条** 少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条に規定する押収物の還付に関する公告は、警察職員の職務等に関する規則第2条の定めるところにより、押収物還付公告（別記第4号様式）を14日間掲示することにより行うものとする。

- 2 前項の還付公告を行った場合は、押収物還付公告管理簿（別記第5号様式）に記載し、そのてん末を明らかにするとともに、当該押収物の保管期間が満了するまで権利者（所有者）の調査を徹底するものとする。
- 3 公告をしたときから6か月以内に還付の請求がないときは、その物は、県に帰属する。この場合において、鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）に定める手続により、現金・物品引渡書（別記第6号様式）、現金県帰属調書（別記第7号様式）及び物品県帰属調書（別記第8号様式）により県に引き渡すものとする。
- 4 本部長又は署長は、前項の期間内においても、価値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）に定める手続により、これを公売してその代価を保管することができる。この場合において、犯罪捜査規範第113条第1項に定める事項に注意するとともに、廃棄処分書（触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「警察庁訓令」という。）別記様式第42号）又は換価処分書（警察庁訓令別記様式第43号）を作成しておかなければならない。

本条…追加(平成20.2訓令2)

（強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置）

**第57条** 逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

- 2 前項の規定により、身柄を釈放する場合においては、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合において、逮捕手続書に、既に釈放した旨を

記載するものとする。

- 3 捜索等により証拠品を差し押された後、触法少年事件であることが判明した場合は、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。この場合において、還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、第55条の規定により措置するものとする。
- 4 被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕、捜索、差押え等の令状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

旧48条…一部改正し線下(平成20.2訓令1)

(児童相談所への送致)

**第58条** 触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致する場合は、活動規則第22条（同条第1項第2号を除く。）、第23条及び第24条の定めるところにより行うものとする。

本条…追加(平成20.2訓令1)

(児童相談所への通告)

**第59条** 触法調査の過程において、当該少年が要保護児童であり、直ちに児童相談所に通告する必要があると認められた場合は、児童通告書（警察庁訓令別記様式第37号）により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、電話又は口頭により当該書面の記載事項を連絡することをもって連絡し、事後遅滞なく当該書面を作成し、送付するものとする。

旧49条…一部改正し線下(平成20.2訓令1)

(少年の一時保護に係る留意事項)

**第60条** 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配意すること。この場合において、一時保護に留置施設を使用してはならない。
- (2) 少年が負傷し、自殺し、又は逃走するがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。

(3) 速やかに保護者等に一時保護した旨を連絡すること。

一部改正〔平成19.5訓令18〕、旧50条…一部改正し線下〔平成20.2訓令1〕

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

**第61条** 触法少年事件の証拠物及び少年法第24条の2 第1項各号のいずれかに該当する物件のほか、非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持しているのを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をしなければならない。この場合において、受領書を徵するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講じるものとする。

旧52条…一部改正し線下〔平成20.2訓令1〕

(指導教養)

**第62条** 本部長及び署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

#### 第4節 ぐ犯調査

節名…改正〔平成20.2訓令1〕

(ぐ犯調査の基本)

**第63条** 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者（以下第66条、第70条及び第71条において「少年」という。）を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

(ぐ犯調査を行うことができる警察職員)

**第64条** 第49条第1項の規定により本部長が指定した警察職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。

2 本部長は、前項に定める警察職員がぐ犯調査を行うに当たり、当該警察職員に対し、ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導教養をあらかじめ行うものとする。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

(調査主任官)

**第65条** 本部長又は署長は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯調査につき、調査主任官（ぐ犯）指名簿（別記第9号様式）により調査主任官を指名するものとする。

- 2 調査主任官が交代する場合には、関係書類等の引継ぎを確實に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにならなければならない。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

(呼出し・質問上の留意事項)

**第66条** ぐ犯調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適切な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

- 2 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 3 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配意するものとする。
- 4 少年を呼び出すに当たっては、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるように努めること。
- 5 ぐ犯調査のための呼出し及び質問については、本条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第52条及び第53条の例によるものとする。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

**第67条** 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

- 2 低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者（以下この項及び事項において「少
- 〔鹿児島警20〕 · ③ 1115

年」という。)を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

- 3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。
- 4 低年齢少年に係るぐ犯調査のための呼出し及び質問については、前2項に規定するもののほか、第52条及び第53条の例によるものとする。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

(ぐ犯少年の送致又は通告)

**第68条** ぐ犯少年の関係機関への送致又は通告は、活動規則第33条の定めるところにより行うものとする。

旧54条…一部改正し繰下〔平成20.2訓令1〕

(ぐ犯少年についての緊急措置)

**第69条** ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態であって、その補導上必要があると認められる場合は、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

- 2 ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第60条各号に掲げる事項に留意するものとする。

旧55条…一部改正し繰下〔平成20.2訓令1〕

(少年の一時保護に係る留意事項)

**第70条** 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合においては、第60条各号に掲げる事項に留意するものとする。

旧56条…一部改正し繰下〔平成20.2訓令1〕

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

**第71条** 非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に

預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、預り書（別記第10号様式）、任意差出書（別記第11号様式）及び受領書を徵するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

旧57条…一部改正し繰下(平成20.2訓令1)

（指導教養）

**第72条** 本部長及び署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

本条…追加(平成20.2訓令1)

第5節 不良行為少年の補導

（少年補導票の作成及び報告）

**第73条** 不良行為少年を発見した場合において、活動規則第14条第1項に規定する保護者又は関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、別に定める手続により少年補導票を作成し、所属長に報告するものとする。この場合において、警察本部の所属長が報告を受けたときは、当該所属長は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する署長に当該少年補導票を引き継ぐものとする。

旧59条…一部改正し繰下(平成20.2訓令1)

（不良行為少年に対する継続補導）

**第74条** 不良行為少年に対して継続補導を実施する場合には、第2章第4節の定めるところにより実施するほか、少年に対する言葉遣い等に配慮するものとする。

本条…追加(平成20.2訓令1)

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

（被害少年に対する支援）

**第75条** 被害少年については、現場における適切な助言、関係行政機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行うなど、必要な支援を実施するものとする。

2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

旧61条…一部改正し繰下(平成20.2訓令1)

（被害少年に対する継続的な支援）

**第76条** 前条に定めるもののほか、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者等の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。

2 前項の規定による支援を行うに当たっては、カウンセリングアドバイザーその他臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

3 第23条の規定は、被害少年に対する継続的な支援に関して準用する。

4 警察署において、被害少年に対する継続的な支援を実施する場合には、その経過及び結果を人身安全・少年課長を経て本部長に報告するとともに、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項について少年サポートセンターの指導を受けるものとする。

旧62条…一部改正し繰下〔平成20.2訓令1〕、本条…一部改正〔令和2.3訓令13〕

(発表上の留意事項)

**第77条** 少年が被害者である事件について、新聞社その他の報道機関に発表を行うときは慎重に判断し、被害少年のプライバシーに十分に配慮しなければならない。

旧63条…一部改正し繰下〔平成20.2訓令1〕

**第2節 福祉犯に係る活動**

(福祉犯の取締り)

**第78条** 福祉犯（活動規則第37条に規定する福祉犯をいう。以下同じ。）事件を認知した場合は、時機を失すことなく、捜査を行うものとする。

2 本部長及び署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が行う福祉犯事件の捜査に関し、少年警察部門に属する警察官が捜査し、又は調査している事件と密接な関係がある場合は、必要に応じ、少年警察部門に属する警察官に捜査させるよう配意するものとする。

旧64条…一部改正し繰下〔平成20.2訓令1〕

(福祉犯の被害少年の保護等)

**第79条** 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査並びに第75条及び第76条の規定による支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため保護者等、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるものとする。

2 本部長及び署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、又

は地域住民に対する広報啓発を行うなど、必要な措置を執るものとする。

旧65条…一部改正し繰下(平成20.2訓令1)

### 第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動

#### (要保護少年の通告等)

**第80条** 要保護少年を児童相談所に通告するに当たっては、児童通告書により行うものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成するいとまがないと認められる場合は、電話又は口頭により当該書面の記載事項を連絡することをもって通告し、事後遅滞なく当該書面を作成し、送付するものとする。

2 前項の通告を必要としない要保護少年については、保護者等に注意し、又は助言をするなど、少年の保護のため必要な措置を執るものとする。

旧66条…一部改正し繰下(平成20.2訓令1)

#### (要保護少年の一時保護)

**第81条** 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要保護少年を一時保護する場合においては、第60条各号に掲げる事項に留意するものとする。

旧67条…一部改正し繰下(平成20.2訓令1)

#### (児童虐待)

**第82条** 児童虐待は、人格形成期にある児童の心身に重大な影響を与えるものであることから、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図るものとする。

2 児童虐待を受け、又は受けているおそれのある児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童の精神的被害の回復のためのカウンセリング、再発を防止するための保護者に対する指導又は助言その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。

3 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第10条の規定に基づく援助要請があった場合は、当該要請者との適切な役割分担の下、必要な措置を執らなければならない。

旧68条…一部改正し繰下(平成20.2訓令1)

### 第5章 記録

章名…改正(平成20.2訓令1)

#### (少年事件処理簿等)

**第83条** 少年警察部門に、少年事件処理簿(警察庁訓令別記様式第44号)を備え、

個々の触法少年事件又はぐ犯少年事件につき、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件処理の経過を記載するものとする。この場合において、特に第8条第1号から第5号までに掲げる事項を明らかにしておくものとする。

- 2 犯罪少年事件に係る記録については、犯罪捜査規範第201条に定めるところによる。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

(少年事案処理簿)

**第84条** 少年警察部門に、少年事案処理簿（別記第12号様式）を備え、児童相談所への通告が必要と認められる個々の要保護少年ごとに、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合において、特に第8条第6号及び第7号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

- 2 不良行為少年に対して、継続補導を実施した場合においては、その処理の経過を少年事案処理簿に明らかにしておくものとする。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

(呼出簿)

**第85条** 少年警察部門に、呼出簿（警察庁訓令別記様式第40号）を備え、第52条及び第66条の定めるところにより、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておかなければならぬ。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

(令状請求簿)

**第86条** 少年警察部門に、令状請求簿（警察庁訓令別記様式第45号）を備え、第55条第1項の令状を請求したときは、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

本条…追加〔平成20.2訓令1〕

(少年カード)

**第87条** 少年の処遇を担当する者は、送致又は通告の措置を執った非行少年（交通法令違反に係る非行少年及び交通事故に係る刑法第211条の罪又は自動車運転死傷法に規定する罪に係る非行少年を除く。）及び所属長が必要と認めた少年について、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード（別記第13号様式）を作成するものとし、当該少年の居住地を管轄する警察署（以下「居住地警察署」という。）において保管するものとする。

- 2 居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属の長は、少年カードの原本を居住地警察署の署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。
- 3 前項の場合において、居住地警察署が他の都道府県警察（北海道警察については、他の方面を含む。）の警察署であるときは、警察本部を通じて送付するものとする。

本条…追加(平成20.2訓令1)、一部改正(令和2.3訓令13)

#### 第6章 同行状及び連戻しの執行等

本章…追加(平成20.2訓令1)

##### (同行状の執行等)

**第88条** 少年法第13条又は第26条の規定により家庭裁判所から同行状の執行を求められ、これを執行する場合においては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 同行状を本人に示して、できる限り速やかに指定された場所に同行すること。
- (2) 同行状を所持していないためこれを示すことができない場合において、急を要するときは、前号の規定にかかわらず、その少年に対し審判に付すべき理由及び同行状が発せられている旨を告げて執行すること。ただし、同行状は、できる限り速やかにこれを示すこと。
- (3) 同行状を執行した場合において、夜間、遠隔地等のため、少年を直ちに指定の場所へ同行することができないときは、一時その少年を監視可能な適当な部屋において監視すること。
- (4) 同行状を執行したときは、同行状に執行の場所及び年月日を記載し、執行不能のときは、その理由を記載して記名押印すること。
- (5) 同行状を執行したとき、又は執行が不能であったときは、執行を指揮した裁判官に当該同行状を差し出すこと。

本条…追加(平成20.2訓令1)

##### (連戻しの執行等)

**第89条** 少年院法（昭和23年法律第169号）第14条及び第17条の規定により少年院又は少年鑑別所の長から逃走者の連戻しの要請に応じて援助を行った警察官は、少年院等逃走者手配処理簿（別記第14号様式）に、その経過を明らかにしておくものとする。

- 2 連戻しに着手した警察官は、連戻着手報告書（別記第15号様式）を作成し、これ

を所属長に提出するものとする。

3 警察官が連戻しに着手した場合において、連れ戻す場所が遠隔地にあるなどやむを得ない事情があるときには、少年を最寄りの少年鑑別所又は拘置監（留置施設を含まない。以下「少年鑑別所等」という。）に仮に収容することとし、当該少年鑑別所等へ連行するものとする。この場合において、少年の身柄は、当該少年鑑別所等において、担当職員に引き渡すものとする。

4 前項の場合において、警察官が連戻状を所持しないで連戻状による連戻しに着手したとき、又は連戻状によらない連戻しに着手したものであるときは、連戻着手報告書の謄本を引渡先に交付するものとする。

本条…追加(平成20.2訓令1)

#### 附 則

1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

2 少年サポートセンターの設置に関する訓令（平成11年鹿児島県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則（平成19.3.23訓令11）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19.5.30訓令18）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20.2.28訓令1抄）

1 この訓令は、平成20年3月24日から施行する。

附 則（平成23.3.17訓令12）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27.6.8訓令16）

この訓令は、平成27年6月8日から施行する。

附 則（令和2.3.19訓令13）

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。

別表（第31条関係）

## 少年事件処理区分の基準表

区分 体制	少年担当係の警察官 が処理する事件	少年担当係の警察官 と捜査担当係の警察 官が処理できる事件	捜査担当係の警察官が 処理する事件
少年係がある又は少年担当係5人以上	1 18歳未満の少年事件 2 高校生以下の生徒の事件	1 成人と関連する犯罪少年事件 2 強制捜査を必要とする事件 3 集団事件 4 18歳以上の少年との関連事件	1 捜査本部を設置した事件 2 次の各号の一に該当し、署長がその都度指示した事件 (1) 殺人、強盗、強姦、放火、略取誘拐及びこれらと同質の事件 (2) 暴力団が介在している事件 (3) その他事件の規模、罪質等によって捜査担当係に処理せらるが適当であると認められる事件 3 18歳以上の少年事件
人が当身ある3人又は少年係4人	1 18歳未満の少年事件（16歳以上の有職・無職少年の事件を除く。） 2 高校生以下の生徒の事件	1 } 2 } 同上 3 }	1 } 同上 2 } 3 18歳以上の少年事件（16歳以上の有職・無職少年の事件を含む。）
少年担当係1人～2人	1 16歳未満の少年事件（送致する触法少年事件及び有職・無職少年の事件を除く。）	1 } 2 } 同上 3 16歳以上の少年との関連事件 4 送致する触法少年事件	1 } 同上 2 } 3 16歳以上の少年事件（16歳未満の有職・無職の少年事件を含む。）

本表…全部改正〔平成20.2訓令1〕、一部改正〔令和2.3訓令13〕

## 別記

第1号様式（第38条関係）

## 選 別 票

## (1) 措置の選別

作成年月日(年月日)

選別 主任者		選別 補助者		捜査・調 査主任官		捜査・調 査担当者	
非行種別	犯罪	触法	ぐ犯	罪(非行)名			
逮捕別等	任意	現行		緊急	通常		
非行少年	本籍						
	住所						
	職業(学校名)						
	氏名						
年月日生(歳)				照会済・未済			
事案の概要	別紙のとおり						
性格行状	問題性が少ない	問題性が認められる	問題性が強い				
手段方法	単純	やや悪質	悪質	極めて悪質			
原因動機	単純偶発的	計画性が認められる	計画的かつ積極的である				
非行歴	ない	ある(回)	前回処分結果				
補導歴	ない	ある(回)	主な補導歴				
家庭環境	保護者(両親・父のみ・母のみ・祖父母等) 生活程度(上・中・下)				監護能力	有無	

送致・通告先	検察庁	家庭裁判所	児童相談所	
送致・通告区分	通常送致	簡易送致	通告	補導の措置
選別主任者の意見				

## (2) 処遇意見

選別 主任者		選別 補助者		捜査・調 査主任官		捜査・調 査担当者	
処遇意見	審判不開始 不処分 保護観察(一般・短期) 児童自立支援施設 ・児童養護施設送致 少年院送致～ ・第1種           ・第2種           ・第3種 刑事処分      訓戒誓約      児童委員等指導						
	継続補導	要否	その理由	保護者依頼	その他		
	選別主任者の意見						

本様式…追加(平成20.2訓令1)、全部改正(平成27.6訓令16)

## 第2号様式（第46条、第61条、第71条関係）

受領書			
年 月 日			
警察署長			
殿			
住居			
氏名			
下記目録の物件の返還を受け、確かに受領しました。			
目録			
番号	品名	数量	備考
			取扱者印

本様式…追加〔平成20.2訓令1〕

## 第3号様式（第50条関係）

**触法調査**

(その1)

第 号

## 調査主任官（触法）指名簿

指名者	
-----	--

少年警察活動規則第18条第1項及び第3項の規定により、次の者を以下に記載する触法少年に係る事件の調査主任官に指名する。

所 属		階 級	
係(課)		氏 名	

調査主任官の職務：当該事件の調査につき、指揮を受けて行う次の職務

- 1 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- 2 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
- 3 調査方針を立てること。
- 4 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めるここと。
- 5 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。
- 6 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
- 7 警察本部長又は警察署長から特に命ぜられた事項

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡単に記載)	指名者 の 印	被指名者 の 印	備 考

## 触法調査

(その2)

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡単に記載)	指名者 の 印	被指名者 の 印	備 考

備考 1 指名者欄には、「〇〇警察署長」、「〇〇警察本部長」等と記載し、これが異なる場合は、別の調査主任官（触法）指名簿によること。

なお、指名について専決処理する場合には、例えば、「〇〇警察本部長（人身安全・少年課長専決）」と記載し、「指名者の印」欄には、専決者が押印すること。

2 「被指名者の印」欄には、被指名者がこの調査主任官（触法）指名簿を閲覧した際に押印すること。

3 必要に応じ、順次、その2を追加していくこと。

4 備考欄には、「〇年〇月〇日送致」、「〇年〇月〇日家庭裁判所送致」等と記載すること。

本様式…追加(平成20.2訓令1)、一部改正(令和2.3訓令13)

第4号様式（第56条関係）

公告番号( 年第 号)

## 押 収 物 還 付 公 告

年 月 日

署長

下記の物件は還付不能につき、少年法第6条の5第2項の規定により公告する。受還付人は、同条の規定により所定の期間内に還付の請求をされたい。

（この公告の末日は、 年 月 日である。）

記

事件名

押収番号

押収の品名等

（取扱者印 ）

（注意）1 事件名は受理（配布）番号と罪名のみを表示すること。

2 本文（ ）部分は、掲示公告の場合に掲載すること。

3 受還付人の氏名が明らかな場合には、数量の次に「受還付人判明」と記載すること。

4 必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴をも記載すること。

本様式…追加〔平成20.2訓令1〕

第5号様式（第56条関係）

## 押収物還付公告管理簿

公告番号	品名	数量	公告期間	保管期間満了日	決済			出納員引締 確認印
					署長	副署長 (次長)	官等	
			年 月 年 月	日から 日まで	年 月	年 月	日	
			年 月 年 月	日から 日まで	年 月	年 月	日	
			年 月 年 月	日から 日まで	年 月	年 月	日	
			年 月 年 月	日から 日まで	年 月	年 月	日	
			年 月 年 月	日から 日まで	年 月	年 月	日	
			年 月 年 月	日から 日まで	年 月	年 月	日	
			年 月 年 月	日から 日まで	年 月	年 月	日	
			年 月 年 月	日から 日まで	年 月	年 月	日	
			年 月 年 月	日から 日まで	年 月	年 月	日	

本様式…追加〔平成20.2訓令1〕

第3編 生活安全 鹿児島県少年警察活動規程

第6号様式（第56条関係）

年 月 日	
(地方公所長)	
警察署長 殿	
業務を管理する者	
警察署長 印	
現金・物品引渡書	
次の物件は、少年法の一部を改正する法律（平成19年法律第68号）第6条の5第2項の規定により、所有権が県に帰属したので引渡します。	
現 金	円
物 品	点
内訳 別添「現金県帰属調書」及び「物品県帰属調書」のとおり。	
上記のとおり受領しました。	
年 月 日	
(地方公所長)	
警察署長 印	

※ 会計文書として5年間保管する。

本様式…追加(平成20.2訓令1)

## 第7号様式（第56条関係）

## 現金・器具帰属調書

受理年月日	整理番号	保管の種類	金額	県に帰属した年月日	備考
合計			円		

本様式…追加〔平成20.2訓令1〕

## 第8号様式（第56条関係）

## 物品県帰属調書

受理年月日	整理番号	保管の種類	数量	県に帰属した 年 月 日	備 考
合 計					

本様式…追加〔平成20.2訓令1〕

第9号様式（第65条関係）

ぐ犯調査

(その1)

第 号

調査主任官（ぐ犯）指名簿

指名者	
-----	--

少年警察活動規則第30条第1項の規定により、次の者を以下に記載するぐ犯少年に係る事件の調査主任官に指名する。

所 属		階 級	
係(課)		氏 名	

調査主任官の職務：当該事件の調査につき、指揮を受けて行う次の職務

- 1 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定
- 2 関係機関との連絡調整
- 3 その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡単に記載)	指名者 の 印	被指名者 の 印	備 考

**ぐ犯調査**

(その2)

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡単に記載)	指名者 の 印	被指名者 の 印	備 考

備 考 1 指名者欄には、「〇〇警察署長」、「〇〇警察本部長」等と記載し、これが異なる場合は、別の調査主任官（ぐ犯）指名簿によること。

なお、指名について専決処理する場合には、例えば、「〇〇警察本部長（人身安全・少年課長専決）」と記載し、「指名者の印」欄には、専決者が押印すること。

- 2 「被指名者の印」欄には、被指名者がこの調査主任官（ぐ犯）指名簿を閲覧した際に押印すること。
- 3 必要に応じ、順次、その2を追加していくこと。
- 4 備考欄には、「〇年〇月〇日送致」、「〇年〇月〇日家庭裁判所送致」等と記載すること。

本様式…追加(平成20.2訓令1)、一部改正(令和2.3訓令13)

## 第10号様式（第71条関係）

預り書			
年 月 日			
警察署長 殿			
警察署			
官職	氏名	㊞	
少年の住居			
氏名 年 月 日生（　歳）			
上記の少年のぐ犯事件に関し、本職は、年 月 日			
において、少年が所持する下記目録の物件を一時預かった。			
目録			
番号	品名	数量	備考

本様式…追加〔平成20.2訓令1〕

第3編 生活安全 鹿児島県少年警察活動規程

第11号様式（第71条関係）

任 意 差 出 書				
年 月 日				
警察署長 殿				
住 居				
職 業 (電話 ) 学校・学年				
氏 名 ( )				
下記の物件を任意に差し出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。				
差 出 物 件				
番 号	品 名	数 量	差出者処分意見	備 考
				取扱者印

本様式…追加(平成20.2訓令1)

## 第12号様式（第84条関係）

(その1)

## 少 年 事 案 处 理 簿

種 別	不 良 行 為・要 保 護・被 害	受 理	年 月 日	番 号	第 号	
少 年 カ ノ ード	作成(第 号)・作成せず	移 送	年 月 日		警 察 署	
少 年	ふりがな 氏 名		男・女 生年月日	年 月 日	生 (歳)	
	住 居	電話( )				
保 護 者	職 業 学 校・学 年					
	ふりがな 氏 名	(歳)	職 業		統 柄	
事 案 の 概 要	住 居	電話( )				
	端 緒		種 別			
事 案 の 概 要	概 要					
	一時 保 護 委 託		開 始 日 時	年 月 日 午 時 分		
		引 渡 日 時	年 月 日 午 時 分			
措 置	年 月 日	児童相談所通告	処遇意見	処分結果	年 月 日	
	警察における補導の措置					
報告 者 連絡	課 係 官職 氏名	担 当 者	課 係 官職 氏名			

第3編 生活安全 鹿児島県少年警察活動規程

(その2)

決 裁			月日	指揮伺・指揮事項	備考
本部長 署長	部長 副署長	課長 課長			

本様式…追加(平成20.2訓令1)

第3編 生活安全 鹿児島県少年警察活動規程

第13号様式（第87条関係）

少 年 力 一 ド

資料区分				
少年の氏名	異名	生年	月日	
本籍		出生地		
住居				
非行場所	財物加害者	円		
家族關係	主な家族の氏名：親：親：夫：妻：職業：住居	被親族	人	
学校	最終（在学）学校名	年	所在地	
調査 忠学 应職				
発生地警報登録番号 検挙登録番号 貸出引取登録番号				
取扱書類等			送遇見	
署名	最終（在学）学校			
既遂・未遂別	卒業・中退別			
手口	共犯形態			
非行時の居住地	少年が犯した他の非行（異なる罪種）			
性別	刑法犯 特別法犯			
非行時の年齢	非行 所属 政府系 政府系者特定の権限を有する者			
非行時の学年	非行と連絡した者			
学級の特殊形態	事件を主として処理した者			
国籍	身柄推定			
在留資格等 (外国人)	本願記載並行の犯行地			
不法滞在期間 (外国人)	被疑体の品名			
補導履・非行履	補導履回	非行履回	うち本願記載並行と同一の者回	
前回犯分	暴力團 団員 地域			
非行年月日時	三口・社会風雲等			
非行場所	犯罪逮捕犯 民事介入暴力			
青景				
非行の動機				
母親の態度				
直接の動機 原因				
精神障害等の有無				
東出關係	關係檢挙票番号 署年月日第号			
生活形態	作成者 年月日作成 署係 氏名 印			
両親の状態	遺稿年月日 年月日時分			
母の不在状況	追捕場所			
非行	暴力團との關係の有無	追捕者 年月日時分		
集団	暴力團の種別	就寝年月日 年月日時分		
關係		送致年月日 年月日時分		
送致等の区分		勾留(強制)年月日 年月日時分		
		収監(強制)区分 年月日時分		
		続付 時刻 年月日時分		
		作成・監査		

(用紙 日本工具規格A3)

第3編 生活安全 鹿児島県少年警察活動規程

索引						(略)	
保護等 の状況		緊急同行状執行 一時保護	着手 着手	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	引 渡	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	
< 犯 行 為 の 概 要							
事 後 措 置 そ の 他 参 考 事 項							

本様式…追加(平成20.2訓令1)

## 第14号様式（第89条関係）

## 少年院等逃走者手配処理簿

進行番号	逃走者氏名	逃走年月日	逃場	走所	手配受理月日	連更状有効期	間隔欄	措置	手配解除月日	備考
		年 月 日	年 月 日	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	年 月 日	
		時 分	時 分	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	月 日
		年 月 日	年 月 日	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	年 月 日
		時 分	時 分	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	月 日
		年 月 日	年 月 日	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	年 月 日
		時 分	時 分	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	月 日
		年 月 日	年 月 日	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	年 月 日
		時 分	時 分	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	月 日
		年 月 日	年 月 日	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	年 月 日
		時 分	時 分	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	月 日
		年 月 日	年 月 日	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	年 月 日
		時 分	時 分	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	月 日
		年 月 日	年 月 日	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	年 月 日
		時 分	時 分	月 日	月 日	月 日から	月 日まで	月 日から	連戻し逮捕	月 日

(注) 手配抹消されたときは、斜線で抹消しておくこと。

本様式…追加(平成20.2訓令1)

第15号様式（第89条関係）

連 戻 着 手 報 告 書

年 月 日

警察署長

殿

警察署

職名 氏名

印

下記逃走者に対し、連戻状を示して  
連れ戻すべき事由及び連戻状が発せられている旨を告げて  
次のとおり連戻しに着手したので報告する。

記

1 逃走者の氏名、年齢

2 連戻しに着手した年月日

3 連戻しに着手した場所

4 連戻しに着手した状況

5 連戻し援助請求等

(1) 連戻し援助請求の発せられた年月日

(2) 逃走の年月日時及び場所

(3) 連れ戻すべき少年院その他の場所

(4) 連戻状発付の有無及び発付されているときは、有効期間、発付年月日

6 備考

(注) 1 連戻着手の態様に応じて、不要の文字を削除すること。

2 備考には、その他特に必要ある事項を記入すること。

本様式…追加(平成20.2訓令1)

③ 1150(～1170)

・〔鹿児島警46〕